

岐阜協立大学オープンアクセス方針

(趣旨)

1. 岐阜協立大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員等（過去に在籍したことのあるものを含む。（以下「教員」という。））によって得られた研究・教育成果を学内外に無償で提供することにより、学術研究の発展に寄与するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌等に掲載された教員の研究成果及び学内機関における教育成果物（以下「研究・教育成果」という。）を、岐阜協立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって、インターネット上で公開する。ただし、研究・教育成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の除外)

3. 前項にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究・教育成果を公開しない。

(適用範囲)

4. 本方針は、本方針施行後に公表された研究・教育成果に適用する。

(対象となる教育・研究成果の取扱い)

5. リポジトリの運用に関わる事項は、「岐阜協立大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この方針は、2022年9月29日から施行する。